逛

岬

令和3年12月7日 号 256

#### 目 次

示 (第975号 - 第982号)

| ○道路の区域の変更                | (道路維持課)   | 1 |
|--------------------------|-----------|---|
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知  | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知  | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知  | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知  | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知  | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知  | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知  | (農山漁村振興課) | 4 |
| 公告                       |           |   |
| ○福岡県行政手続条例に基づく意見募集       | (財産活用課)   | 4 |
| ○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に  | 基づく変更の届出  |   |
|                          | (中小企業振興課) | 4 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した | た意見等      |   |
|                          | (中小企業振興課) | 5 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した | た意見等      |   |
|                          | (中小企業振興課) | 5 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した | た意見等      |   |
|                          | (中小企業振興課) | 5 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した | た意見等      |   |
|                          | (中小企業振興課) | 6 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した | た意見等      |   |

|                                 | (中小企業振興課) | 6 |  |  |  |  |  |
|---------------------------------|-----------|---|--|--|--|--|--|
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意       | 見等        |   |  |  |  |  |  |
|                                 | (中小企業振興課) | 6 |  |  |  |  |  |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分       | 下に係る公表    |   |  |  |  |  |  |
|                                 | (廃棄物対策課)  | 7 |  |  |  |  |  |
| ○建築士法第9条第3項に基づく免許の取消し           | (建築指導課)   | 7 |  |  |  |  |  |
| ○総合特別区域法に基づく指定法人の指定             | (商工政策課)   | 7 |  |  |  |  |  |
| ○開発行為に関する工事の完了                  | (都市計画課)   | 7 |  |  |  |  |  |
| ○開発行為に関する工事の完了                  | (都市計画課)   | 7 |  |  |  |  |  |
| 雑報                              |           |   |  |  |  |  |  |
| ○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見 |           |   |  |  |  |  |  |
| の募集                             | (行政経営企画課) | 8 |  |  |  |  |  |
| 告示                              |           |   |  |  |  |  |  |

### 福岡県告示第975号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備<br>事務所名 | 道路の<br>種 類 | 路 | 線                            | 名                 | 変 更前後別 | 区間                           | 幅 員(メートル)         | 延 長(メートル) |
|--------------|------------|---|------------------------------|-------------------|--------|------------------------------|-------------------|-----------|
| 北九州          | 県 道        | 飯 | 塚                            | が白                | 前      | 福津市上西郷680番1先から福津市上西郷544番1先まで | 12.5<br>~<br>12.5 | 87.1      |
| 北九州          | 線          | 後 | 福津市上西郷680番1先から福津市上西郷544番1先まで | 13.0<br>~<br>13.0 | 87.1   |                              |                   |           |

毎週火金曜日 -8577 福岡市博多区東公園 -0011 福岡市中央区高砂-丁目

定期発行日 毎週火 〔発行〕〒812-8577 〔作成〕〒810-0011

総務部行政経営企画課 社 西 日 本 高 速 印 刷

福岡県 株式会

7号

7番7 6番1

#### 福岡県告示第976号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 八女市上陽町上横山字迫尻2960
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第977号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所 宮若市縁山畑字縁山口265
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字縁山口265 (次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第978号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 八女市黒木町大淵字森樫8776の1、8776の4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字森樫8776の1 (次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第979号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 八女市矢部村北矢部字塚原8548
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字塚原8548(次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第980号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 八女市星野村字筈割14066の6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字筈割14066の6 (次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第981号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所 飯塚市山口字山田1048、1054、1064、字竹ノ尾1076の1、1076の2、1081
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田1048・1054・1064(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字 竹ノ尾1076の1・1076の2・1081(以上3筆について次の図に示す部分に限る。 )

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第982号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町北川内字洗玉843の1・843の3・865の1・865の2 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

#### 公告

「福岡県財務規則の一部を改正する規則」案について、次のとおり意見を募集します

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和3年12月7日から令和4年1月11日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に 掲載するほか、福岡県総務部財産活用課に備え置きます。

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年11月1日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 日の里一丁目団地(賃貸施設)
  - (2) 所在地 宗像市日の里一丁目10番
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

| 変更前(平方メートル) | 変更後(平方メートル) |
|-------------|-------------|
| 1,639       | 1,618       |

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 西鉄ストア朝倉街道店
- (2) 所在地 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。 令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 西鉄ストア朝倉街道店
- (2) 所在地 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 騒音の発生に係る事項

ア変更後も騒音については苦情が発生しないよう十分な配慮をしてください。

- イ 苦情が発生した場合は誠意ある対応をしてください。
- (2) その他

ア 変更後も騒音以外(振動・悪臭・低周波音など)についても苦情が発生しない よう十分な配慮をしてください。

イ 苦情が発生した場合は誠意ある対応をしてください。

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 しまむら・バースディ宇美ファッションモール、大賀薬局・ファミリーマート宇美店
- (2) 所在地 糟屋郡字美町光正寺二丁目4591番1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 特になし

么

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ドン・キホーテ那珂川
- (2) 所在地 那珂川市片縄四丁目31番地外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要特になし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九 州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ドラッグコスモス椎田店
- (2) 所在地 築上郡築上町大字東八田611-2外5筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見無し

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称) ラ・ムー久留米東店
- (2) 所在地 久留米市御井町2037-1外11筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等 特になし
- (2) 騒音の発生に係る事項

特になし

(3) 廃棄物に係る事項等

廃棄物等の処理方法について、久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12 条の2により、金属性廃棄物については空カン、ガラス製廃棄物については空ビン 、プラスチック製廃棄物についてはペットボトルのみ搬入できることとなっている 。空カン、空ビン、ペットボトル以外の金属性廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラ スチック製廃棄物等については、宮ノ陣クリーンセンターに搬入せずに、産業廃棄 物として処理すること。

- (4) 街並みづくり等への配慮等 特になし
- (5) その他

計画地周辺道路工事にあたっては、施工内容を十分に協議の上、道路工事施工承認申請書、道路占有許可申請書を提出した後に行うこと。

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする

0

么

账

汨

価

### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第 14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の 防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり 公表する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分を受けた事業者
- (1) 名称 大西化成株式会社
- (2) 所在地 福岡市博多区上牟田一丁目17番24号
- (3) 代表者 代表取締役 大西 一平
- 2 行政処分の内容 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し 産業廃棄物処分業の許可の取消し
- 3 処分の年月日 令和3年11月18日
- 4 処分の理由

事業者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該 当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至った。

### 公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第3項の規定により、二級建築士の免許を取 り消した者を次のとおり公告する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 処分年月日      | 氏名   | 登録番号  | 取消しの理由 |
|------------|------|-------|--------|
| 令和3年11月26日 | 鷹尾 修 | 19671 | 死亡     |

#### 公告

総合特別区域法(平成23年法律第81号)第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指 定をしたので、総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第10項の規 定により次のように公示する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 法人の名称              | 主たる事務所の所在地        | 指定年月日      | 指定の有効期間      |
|--------------------|-------------------|------------|--------------|
| 住友ベークライト株式<br>会社   | 東京都品川区東品川二丁目5番8号  | 令和3年11月22日 | 令和6年11月21日まで |
| 九州住友ベークライト<br>株式会社 | 直方市大字上境40番地<br>の1 | 令和3年11月22日 | 令和6年11月21日まで |

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 三井郡大刀洗町大字鵜木字栗崎1440番18及び1440番181から1440番205まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 久留米市合川町48-4

岡本 公芝

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

么

価

令和3年12月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市志摩芥屋字浜口3743番1及び3743番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名北九州市八幡東区前田一丁目4番5号株式会社タサカ本店代表取締役 田坂 徳男

## 雑 報

#### 福岡県行政改革審議会公告

福岡県の行政改革に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱(平成12年2月29日11行改推第92号)第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、所定の方法で提出してください。

令和3年12月7日

福岡県行政改革審議会会長 津 田 純 嗣

- 1 意見募集の対象となる答申案 福岡県行政改革審議会答申案
- 2 答申案の要旨
  - 1 これまでの行政改革の取組
  - 2 現下の環境・課題
  - 3 改革の位置づけ
  - 4 改革の柱
    - I 県庁DX (デジタルトランスフォーメーション) と働き方改革の推進
    - 1 行政サービスのデジタル化の推進
    - 2 デジタル技術の活用による業務の効率化
    - 3 効率的で働きやすい風通しの良い職場環境づくり
    - Ⅱ 生産性の高い業務推進体制の構築
      - 1 最大限の成果を生み出す人材(人財)の育成・活用

- 2 効果的・効率的な組織体制の整備
- 3 公社等外郭団体の適正な運営の確保
- Ⅲ 歳入・歳出の改革とガバナンスの強化
  - 1 新たな財政改革プランの策定
  - 2 歳入の確保
  - 3 歳出削減の取組
  - 4 組織のガバナンス強化
- IV 民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進
  - 1 公共サービスにおける民間活用の推進
  - 2 民間との協働による共助社会の実現
  - 3 市町村との連携強化
  - 4 他都道府県との連携強化
  - 5 行政情報の効果的な提供と県民ニーズの把握
- 3 答申案の閲覧場所等
- (1) 県民情報センター (福岡市博多区東公園7番7号)
- (2) 北九州県民情報コーナー(北九州市小倉北区城内7番8号)
- (3) 筑豊県民情報コーナー (飯塚市新立岩8番1号)
- (4) 筑後県民情報コーナー (久留米市合川町1642番地の1)
- (5) 京築県民情報コーナー (行橋市中央一丁目2番1号)
- (6) 福岡県のホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)
- 4 意見書の提出期間

令和3年12月7日(火)から12月20日(月)まで

5 意見書の提出方法

別紙の様式により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。

6 意見書の提出先

郵便番号 812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部行政経営企画課

ファクシミリ

## 卌 民 幯

# 別紙

| 住所(所在地) | 氏名 (法人名) | 該当頁 | 該当項目 | 可可 | 田 | <b>新</b> |
|---------|----------|-----|------|----|---|----------|

- (記入上の注意) 1 意見は、できるだけ1項目1枚とし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄 に記入してください。 2 意見は、日本語で記入してください。 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び 名称を「備考」欄に記載してください。